

ようとしている最中に、日中韓 FTA の「事前会合終了、正式な交渉へ」というニュースは朗報であるといわざるを得ない。

日中韓 FTA の交渉入りは、これから経済・貿易交渉によって関税撤廃の対象品目や、投資のルール等について、どこまで踏み込んだ協定を結ぶことができるかが焦点となる。三国それぞれの事情によって、一部の経済・貿易の具体的な交渉は難航することも予想される²¹⁾。例えば、農業分野では、日本は中国の安いコメ等の流入する可能性を心配し、日本農業の立場を守ろうとしなくてはならないだろう。だが、経済・貿易面の交渉困難は、お互いの妥協・譲歩によって、必ず乗り越えられるだろう。経済・貿易自体より、むしろ非経済的要素が日中韓 FTA 交渉を阻む可能性が大きいと思われる。

その障害要素は主に日中韓間に横たわっている体制の違い・経済格差、歴史、領土、覇権・主導権争い、国民の交流・理解不足という5つの問題である。経済体制の違いは FTA 等の経済協力組織づくりの障害であるが、社会主義国家の WTO 加盟等からも分かるように、これは乗り越えられるものであることが実証された。経済格差はお互いに補完的な貿易体制を構築することが可能である。日中の覇権・主導権争いを共益・連携の方向へ持っていけば、積極的な役割を果たすことが期待できる。歴史・領土問題は日中韓間の最も敏感で危険度の高い障害要素であるが、それは次の国民の交流・理解不足という障害要素と強く関連している。これらの障害要素を解消するために、EU の統合から啓示が得られる。

すなわち、「平和維持」に立脚し、「共存共栄」を図り、話し合い・交流を通じ、理解し合い・融合していくことである。融合していけば、どんな難しい問題でも、その解消の新しいアイデア・方法が探り出せる。そのため、日中韓 FTA 交渉の重要性を認識したうえで、政治家は大所高所から FTA 交渉を促進する英断が必要である。特に、日中韓間の歴史問題に重ねて領土問題は再び激化し軍事対立まで発展しそうな今日、日中韓 FTA は早く結ばば結ぶほど、三国にとって早く経済利益の享受だけでなく、政治面の摩擦を減らし、安全保障に寄与できることが明らかである。

米バード大学教授イアン・ブルマが「経済的な利害が深く絡み合う中国、韓国、日本は、重大な衝突を回避する理由が大いにある。しかし、三国とも衝突を起こすことに最善を尽くしている。各国は壊滅的だった戦争の歴史を国内事情だけで操作し、一層の損害を引き起こしかねない感情に火をつけている。三国の政治家、評論家、活動家、ジャーナリストは過去について果てしなく語り続けているが、これらの人々は政治的な目的のために記憶を操作している。真実に興味を持つ者は誰もいない」（イアン・ブルマ「領土紛争に油を注ぐ日中韓の国家主義者」『週刊東洋経済』2012年10月6日号）との厳しい指摘がある。我々は高い所に立って、日中韓 FTA 交渉に阻害するのではなく、その促進のグ

ループに加わるべきではないだろうか。

2013年2月末～3月初頭、日本の外相が韓国の新大統領(2013年2月25日、韓国史上初の女性大統領朴槿恵)と関係改善を図ることと、中国は日本通の王毅氏を外相に起用したというニュースが相次いで報じられている。このようなことは日中韓 FTA 交渉にとっても積極的な意義をもたらすだろう。歴史問題や領土ナショナリズムに拘らず、日中韓三カ国の国民交流を広め、相互理解を深めていくうえで、日中韓三カ国の政府や国民は共に努力し、予定している2015年までの日中韓 FTA 交渉は必ず実るだろう。

注

- 1) FTA と WTO の関係について、「矛盾」と「補充」との対立した両方の主張がある。しかし、1990年代以降自由貿易協定(FTA)の世界的拡大傾向は顕著に現れ、世界貿易機関(WTO)においても「FTA 潮流」は不可避の現実として受け止められた。ただし、FTA が多角的貿易体制にどのような影響をもたらすのか、また逆に WTO のルールないし WTO における交渉が FTA の交渉・運用にどのような作用を及ぼすのか等、両者の具体的な関係は一義的に明らかでない。FTA 結成の勢いと現実を鑑み、FTA は WTO ルールの「補充」という認識へ収斂していく傾向が観察される。歴史上でも、WTO 協定の前身である関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の条文が交渉されていた1940年代後半においてすでに各種の FTA が存在していた。いわゆる英連邦特惠やベネルクス関税同盟等はその典型的な例である。これらは、いわゆる歴史的特恵として GATT 第1条の一般的最恵国待遇原則の例外とされている。
- 2) 自由貿易協定(Free Trade Agreement, FTA)は、物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など、通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、2国間以上の国際協定である。地域経済統合の形態の中では、緩やかなものとされている。また FTA には自由貿易地域(Free Trade Area)として、自由貿易協定を結んだ地域を指す場合がある。「自由貿易地域」の略語として用いる国が多いが、日本では「自由貿易協定」の略語として用いられる。
- 3) 「世界と日本の FTA 一覧」JETRO (http://www.jetro.go.jp/file/report/07001093/fta_ichiran_2012.pdf (2012年2月24日アクセス))。
- 4) 近年 FTA は急速に拡大している。ただ、最近の FTA 拡大は過去のものとは比べれば、一部の新たな特徴を呈している。「第一に、全世界に拡大しながら先進国のみならず開発途上国間の垂直的結合を通じて拡大している。第二に、最近の地域貿易協定は協力体当たりの加盟国の増大で次第に広域化していく傾向を見せている。第三に、広域化の過程で起こるもう1つの特徴として地理的な隣接性を超える地域貿易協定の趨勢が取り上げられる。地理的な境界を乗り越えて世界のどの地域の国家とも統合が可能な時代になっている。米国とヨルダン間や米国とイスラエル間の自由貿易協定は政治的性格の地域貿易協定であり、米国とシンガポール間や EU とチリ間及び韓国とチリ間の自由貿易協定は、間違いなくこのような地理的な隣接性を超える地域貿易協定の例として見ることができる」(鄭仁教他 2004: 39-40)との指摘の通りに、今日の地域貿易協定はケースによって多様な経済と多様な統合の水準を見せている。
- 5) 戦後の日本は軍事・政治・外交・経済において全面的にアメリカに依存してきた。そのため、アメリカが主導する WTO 体制に拘り、最初は FTA に積極的ではなく、かなり出遅れたと多くの研究者に指摘されている。1999年に韓国との共同研究を皮切りに、日本は FTA を推進する方針へと転換した。しかし、韓国との FTA 交渉は遅れ、その間に日本はシンガポールとの間で

交渉を進め、2002年に日本初のEPA（日本・シンガポール新時代経済連携協定）が発効されるに至った。その後、ASEAN諸国それぞれとの二国間交渉に乗り出し、またメキシコとも経済連携協定を締結した。2007年4月以降日豪FTAの交渉も始まった。

- 6) 鄭仁教他 2004: 8-12 及び日本外務省経済係「日中韓 FTA」に基づいて要約したものである。
- 7) 当然、一方でデメリットも皆無ではなく、憂慮すべき不利益をもたらす可能性もある。例えば、協定推進の立場をとる国や人々は、地域間における生産や開発の自由競争や合理化を前提にしていることが多く、自国に立地の優位性がない場合、相手国に産業や生産拠点を移転する可能性がある。このため、国内の競争力があまり強くない産業や生産品目が打撃を受け、国内消費者が求める生産品の品質を満たせない製品が市場に氾濫する等、生産者にとっても消費者にとってもデメリットが生じる可能性が存在する。しかし、当事国間はデメリットをなくすための協議等を通じ、問題の解決ができる。全体的に、FTAが当事国間にもたらすメリットはデメリットよりずっと大きいと、一般的に考えられる。
- 8) 早期締結したFTAの当事国の間では、今日の日中韓間のような経済格差が存在していないことに関して、鄭仁教が以下のように指摘している。「1957年に発足したヨーロッパ共同体（EC）の初期加盟国である西ドイツ・フランス・イタリア・ベルギー・オランダの経済水準はほとんど同じであった。さらに、1989年のアメリカ・カナダ自由貿易協定が締結された当時でも両国は類似した経済水準を持っていた。1950年代も1980年代の経済開放は現在と比較してそれほど高くはないが、前記の諸国間の開放水準に大きな差があったとは言えない。すなわち欧州連合（EU）と北米自由貿易協定（NAFTA）の発足は、経済規模や水準そして開放程度においても互いに似た諸国間で成し遂げられたことが分かる」（鄭仁教他 2004: 96-97）。
- 9) WTO加盟の悲願を叶えた中国は、次なる対外通商政策として、FTAを通じてアジア地域における経済統合を推し進め、影響力を拡大しようとしている。特に、2000年末頃から対外通商政策においてFTAを活用する動きを活発化させている。中国はすでに東南アジア諸国連合（ASEAN）とFTA締結しており、2010年（ASEAN新規加盟国は2015年）までに関税を撤廃し、FTAを完成させた。また、中国の特別行政区である香港及びマカオとは、2003年に「経済貿易緊密化協定（CEPA: Closer Economic Partnership Arrangement）」を締結している。2010年6月29日に、中国と台湾が重慶市で『海峡兩岸経済協力枠組協定』（ECFA）を調印し、9月12日より発効した。さらに、ロシア及び中央アジア4カ国とは地域協力組織を発足させたほか、インドとは貿易・投資拡大に関する研究のため、新たに共同研究グループを設置することで合意している。そして、日中韓FTAにおいて日本以上の情熱で推進しようとしている。当然、中国のFTA戦略はアジアを中心に行っているようだが、アジアだけにとどまっておらず、欧州、南米、オセアニア、アフリカ等の多くの国々とFTAを結んだあるいは交渉中となっている。従来FTAを含む地域統合にあまり熱心ではなかった中国は、なぜ対外通商政策を転換したか。その答えは、まず中国の全方位独立自主外交以外に、中国がFTA政策を推進する戦略的意図に関して渡辺利夫が（中国とASEANとのFTA交渉を事例に）以下のように指摘した。すなわち、第1は貿易・投資の促進による経済的利益の享受、第2は東アジアFTAにおける主導権確保という政治的意図、第3は（ASEANにおける）中国脅威論の解消、第4は政治・外交面も含めた包括的な協力関係の構築、第5は台湾の南向政策に対する牽制、ということである（渡辺利夫 2004: 116-119）。ここからも分かるように、中国のFTA戦略は経済利益の追求だけでなく、政治意図や地域安全保障の潜在的な目的の追求も含まれていると考えられる。
- 10) 従来、特に日中間は「政経分離」という方法で、歴史認識の摩擦や政治対立の困難を対処してきた。ある意味で、日本は戦後ずっと政治・軍事において手足が縛られており、経済外交を有効に活用するしかない。同時に中国は経済発展の必要がある。「政経分離」は1つのいい対処

法だったと評価に値する。一方、日中韓 FTA 交渉においても、中国はアメリカに潜在的な対抗意識をもち、日本はアメリカの反応を心配している。日中両国とアメリカとのそれぞれの関係が日中韓 FTA 交渉に障害要素として働かないことを期待したい。

- 11) 日中間がどうやって主導権を握るかという角度から出発して、各々の主張を展開している例として、2005年12月のASEAN+3(日中韓)首脳会談等で将来の東アジア FTA のメンバーを従来のASEAN+3に限るのか、それともASEAN+3にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えるのかで、中国と日本の立場は大きく食い違っている。中国はASEAN+3をより強く支持しており、日本はASEAN+6という16カ国による「東アジア包括的経済連携協定(RCEP)」交渉をより強く支持している。しかし、冷静に考えれば、日中両国の主張は本質的に大きな違いがなく、ただ地域統合の段階が異なるだけである。ASEAN+3を広げていけばASEAN+6となる。普通なら、お互いに相談すれば、両方のアイデアの同質性をだれでも認めるはずだが、主導権を争うため、その異質性が強調され、自分の主張こそ最も素晴らしいと、偏狭な自画自賛に陥っていると感じざるを得ない。
- 12) 岡田充は領土ナショナリズムの力量を「魔力」とたとえ、以下のように指摘している。「領土ナショナリズムの魔力は、われわれの思考を国家主権という『絶対的価値』に囲い込む。『われわれ』と『かれら』の利益は常に相反し、われわれの利益こそが『国益』であり、かれらの利益に与すれば『利敵行為』や『国賊』と非難される。単純化された『二択論』に第三の答えはない。／しかし、地球が小さくなり隣国との相互依存関係が深まれば、国家主権だけが百数十年前と同じ絶対性を維持することはできない。境界を超えて文化と人がつながり、共有された意識が広がると、偏狭な国家主権は溶かされていく。あの知事をはじめ、各国のリーダーが国家主義の旗を振る姿にドンキホーテを見る滑稽さを感じるのはそのためであろう。多くの人はその滑稽さに気づいてはいるが、『魔力』からは自由ではない。」(岡田充2012: はしがき)『尖閣諸島問題—領土ナショナリズムの魔力』蒼蒼社。
- 13) 環球時報、中国新聞社等中国メディアは2012年9月27日「(韓国は)中国との“領土問題”激化の兆し、『蘇岩礁』巡り強硬論=韓国」と報じ、韓国で「中国の排他的経済水域内にある蘇岩礁の警備強化、中国への強硬策を訴える声が出ている」と伝えた。中国は27日までに、自国領と主張する海域に対し衛星を利用したりリモートセンシング監視を行うことなどを決定した。これに対し韓国では、中国は蘇岩礁の監視強化を進めているとして反発が高まった。記事は、韓国側の強硬論を「日本との独島(日本名は竹島)の帰属問題の争いが、いまだ冷めやらぬうち」と論評。韓国メディアが報じた「中国が突然、蘇岩礁の管轄権と区分問題で圧力をかけたことを、わが国は、容認できない」、「中国は国際法の慣例を打破して、(同問題を処理するにあたって)韓国の南海岸と中国の海岸の長さ、人口分布、大陸棚の形態を考慮すべきなどと、奇怪な理論を持ち出した」などの中国批判を紹介した。蘇岩礁は、東シナ海沖合に存在する暗礁。韓国側名称は離れ島または波浪島。中韓の排他的経済水域(EEZ)は確定されておらず、蘇岩礁は両国が共同管理するEEZ内にある。干潮時にも頂上部分が水面上に出ないため、領土(島)としては認められない。
- 14) 時に中韓は対日共闘も呼びかけている。例えば、2013年1月11日産経ニュースによると、「中国政府特使として韓国を訪問中の張志軍外務次官は11日、ソウル市内での韓国報道各社代表らとの朝食会で、日本との間で中韓両国が抱える歴史問題について『韓国と中国がはっきりとした態度を取らねばならない』と述べ、韓国に『共闘』を呼び掛けた。聯合ニュースが報じた。張氏は『日本が歴史を否定し続け歴史問題を正しく認識しなければ、経済がいくら発展しても道義的に(堂々と)立つことができない』と指摘。『日本が歴史問題でどのような選択をするかが、この地域の平和と安定に影響を与える』と述べ、日本に前向きな対応を求めた。一方、

日中韓 3 カ国の自由貿易協定 (FTA) については『同じ船に乗り川を渡る精神を発揮して (経済的) 困難を共に克服したい』と推進する意向を強調した。(共同)」という。

- 15) 国家関係が悪化した後、すぐにも経済等の行動に影響を与える一例として、朝日新聞デジタル 2012 年 10 月 9 日付けのニュースは、「日韓通貨スワップ、拡充分を延長せず、10 月末で終了」と報じている。元々、日本は韓国の金融面を支持する狙いで、韓国からドルが急に流出した時に、韓国ウォンと引き換えに、日本がドルを供給する。このような仕組みは当然「友好」の上で行われている。しかし、韓国大統領の竹島上陸で、日韓摩擦が広がり、経済面の協力にも影響が出たといえよう。
- 16) レーダー照射に関して、日本国内ではまずメディアの間で緊張が走った。「武力行使を意図した極めて危険な挑発行為」(産経)、「一歩間違えば軍事衝突に発展しかねない危険な挑発行為」(朝日)といったように、6 紙とも一様に「危険な挑発」と捉えるとともに、「中国に強く自制を求める」(日経)などとして、不当な行動をやめるよう厳しく求めた。日本政府が中国に抗議したことについては産経・朝日・毎日・読売の 4 紙がそろって「当然」との評価を示している。
- 17) 2000 年 11 月のシンガポールにおける ASEAN + 3 (日中韓) 首脳会議の際に開催された日中韓首脳会合において、まず韓国の金大中大統領 (当時) より、日中韓三カ国間に「交流の三角形」を作るため、3 国の首都を結んだ人的交流、文化交流を促進すべきとの提案があった。続いて森総理大臣 (当時) より、日中、日韓、中韓それぞれの 2 国間関係において記念すべき年である 2002 年に、初めての日中韓三カ国の共同交流事業として、3 国の各界の若者達が集い、意見交換等の交流をする「日中韓ヤングリーダーズ交流プログラム」を実施することを提案した。これらの提案を受けて、中国の朱鎔基総理 (当時) より、2002 年を「日中韓国民交流年」とし、3 国のアイデアを結集した人的交流・文化交流を促進するとの提案が行われた。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/2002jck/gaiyo.html>. 2013 年 2 月 27 日アクセス)。
- 18) ただし、漢字について、全く違った見方を持つ人もいる。例えば、鄭仁教は「先ず東アジア各国は互いに異なる言語を使用しており、相互の意思疎通に困難がある。もちろん西ヨーロッパ諸国も各国の自国語を持っているが、アルファベットを使うラテン語系統の言語が大部分であるため、ある程度の意思疎通が可能であるのに比べて東アジアは難しさが違う (もちろん日本・中国・韓国は漢字文化圏として同一の文字を書くが、読みが異なっている。特に中国で簡体字が使用されて、日本と韓国で使用する漢字を中国人たちが見分けられない等、意思疎通を助ける機能はほとんど果たせなくなっている)」(鄭仁教他 2004: 102, 104) と指摘し、漢字を日中韓の相互交流にとって不利な環境の 1 つとして挙げている。
- 19) かつて日韓両国は経済連携において中国の制度面の障害を憂慮してきた。WTO 加盟及び ASEAN と FTA を締結した中国に対して、約束事項を完全履行できるかと日韓は懐疑的であったが、2012 年までの時点になると、中国が国際組織で約束したことの完全履行は証明された (石広生 2012: 24-29)。JETORO や研究者の調査結果によれば、日中韓三カ国の企業は日中韓 FTA の締結に並々ならぬ期待を寄せている。全体的にも、日中韓が FTA を結んだ場合、3 国ともメリットを享受できる。しかも、早く締結した方が経済的メリットが大きい (塩谷隆英 2003, 2006; 阿部一知 2012; 蛭名保彦 2007; 木村福成 2012; 渡邊頼純 2000 等論文を参照)。鄭仁教も「理論上では日中韓貿易協定の必要性和経済的効果が非常に大きいと認められる」(鄭仁教他 2004: 94) と指摘している。また、東アジアでは EU や NAFTA より FTA の締結は遅れているが、本地域では活発な貿易・投資活動が行われており、自然発生的に経済統合=事実上の経済統合が絶え間なく進んでいる。つまり、日中韓三カ国はすでに「事実上の経済統合」によって多くの恩恵を享受している。一部の具体的な物品項目 (例えば日本の農産品) は困難があるが、全体的に日中韓 FTA 締結すれば、どの国も経済利益を享受できるのは明白である。